平成２５年（フ）第７５号
岐阜市北一色１丁目３番２号
債務者　石田　知幸
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1447番地103号、前住所滋賀県近江八幡市緑町１丁目880番地34
債務者　山下　克也
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２２１号
滋賀県栗東市大橋５丁目４番22号　グロワールＡ203号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市十王町826番地２
債務者　木村　聡子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３３号
滋賀県近江八幡市宮内町115番地１　１―409号
債務者　椿原　克美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８号
岡山県久米郡美咲町中2206番地１
債務者　福島　定子（旧姓山）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２０号
岡山県津山市川崎395ニューハウス上田１号、住民票上の住所岡山県真庭市久世2868番地
債務者　中島　大智
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５４号
福岡県久留米市三潴町早津崎879番地９
債務者　馬場　昭男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９号
福岡県筑後市大字一条1220番地１　プリメール大谷103号
債務者　坂本　　裕
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県筑後市大字尾島596番地２
債務者　荒巻　浩樹
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第７６号
宮崎市大塚台西３丁目１番地３　市営住宅121棟６号
債務者　中平冨美子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１号
石川県小松市今江町６丁目498番地１
債務者　東野　敏美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１２６号
京都市伏見区横大路橋本12番地１　伏見スカイハイツ508号
債務者　安岡　　賢
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
京都市右京区西院久保田町４番地の１　西京極ハイツ104
債務者　ピザヤこと　赤田　明広
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
広島県呉市西中央５丁目12番４号
債務者　清水　徳之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３１号
広島県呉市倉橋町3639番地の１
債務者　古本　達夫
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２４号
岩手県花巻市北笹間12地割108番地
債務者　根子　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８４８号
埼玉県所沢市上新井５丁目12番地の１　西所沢パークハイツＣ―301
債務者　北林　慶子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１号
徳島市富田橋５丁目８番地　三谷ビル２Ｆ
債務者　川野　和也
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
徳島地方裁判所民事部